



平成 21 年 7 月 10 日

各 位

本店所在地 東京都中央区銀座七丁目 4 番 1 2 号
会 社 名 シンワアートオークション株式会社
代表者名 代表取締役社長 倉田 陽一郎
(コード番号：2437 大証ヘラクレス S)
問合せ先 経理部長 益戸 佳治
電話番号 03-3569-0005 (代表)
[\(http://www.shinwa-art.com/\)](http://www.shinwa-art.com/)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 8 月 26 日開催予定の第 20 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条の事業目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
 - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除するものであります。
 - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (3) 株主の権利行使に際しての手續等が当社の株式取扱規則の定めによることを明確にするため、現行定款第 9 条に所要の文言を追加するものであります。
- (4) 社外取締役及び社外監査役の招聘に資するよう、また社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第 28 条(社外取締役との責任限定契約)、第 39 条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。
なお、第 28 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 8 月 26 日（水曜日）
定款変更の効力発生日 平成 21 年 8 月 26 日（水曜日）

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次に掲げる物品を対象としたオークションの企画・開催・運営 美術品類（絵画、彫刻、版画、陶磁器、工芸品、民芸品、刀剣、武具、鉄砲等）、衣類（和服類、洋服類、その他の衣料品）、時計・宝飾品類（時計、眼鏡、宝石類、装身具類、貴金属類等）、自動車（その部品類を含む）、自動二輪車及び原動機付自転車（これらの部品を含む）、自転車類（その部品を含む）、写真機類（写真機、光学器等）、事務機器類（レジスター、タイプライター、計算機、謄写機、ワードプロセッサ、ファクシミリ装置、事務用電子計算機等）、機械工具類（電機類、工作機械、土木機械、化学機械、工具類等）、道具類（家具、什器、運動用具、楽器、磁気記録媒体、蓄音機用レコード、磁気的方法又は光学的方法により音・映像又はプログラムを記録した物等）、皮革・ゴム製品類（カバン、靴等）、書籍、金券類（商品券、乗車券及び郵便切手ならびに古物営業法施行令第一条各号に規定する証票その他の物等）、酒類（ワイン、シャンパン等）</p> <p>2. 古物売買及び委託売買並びに輸出入</p> <p>3. 美術関係の展覧会の企画、運営</p> <p>4. 著作権の取得、利用、売買</p> <p>5. 情報の処理及び提供</p> <p>6. 教育・教養講座・講演・研修会等各種催物の企画、運営</p> <p>7. 有価証券並びに不動産の保有</p> <p>(新 設)</p> <p><u>8. 貸席業</u></p> <p><u>9. 前各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む）及びこれに相当する業務を行う会社（外国会社を含む）の株式又は持分等を取得・所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</u></p> <p>10. 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第3条～第6条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 当社は株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 古物売買及び委託売買ならびに輸出入</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>6.</p> <p>7. 有価証券ならびに不動産の保有</p> <p><u>8. 貸金業</u></p> <p><u>9. 貸席業</u></p> <p><u>10. 前各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む）及びこれに相当する業務を行う会社（外国会社を含む）の株式又は持分等を取得・所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</u></p> <p>11. 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第3条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、<u>会社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第9条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日) 第10条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</p> <p>第11条～第28条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第29条～第38条 (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人) 第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ<u>る。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第8条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続等</u>については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日) 第9条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</p> <p>第10条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第28条 <u>当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第29条～第38条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第39条～第46条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第39条</u> 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p>第40条～第47条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第3条</u> 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

以上